

第7章 食育推進計画

1. 食育推進計画の背景及び趣旨

食育基本法において、食育は次のように説明されています。

- ①生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの。
- ②様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

この食育基本法は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことを目的として、平成 17 年 6 月に制定されました。同法では、食育に関する基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現を目指しています。

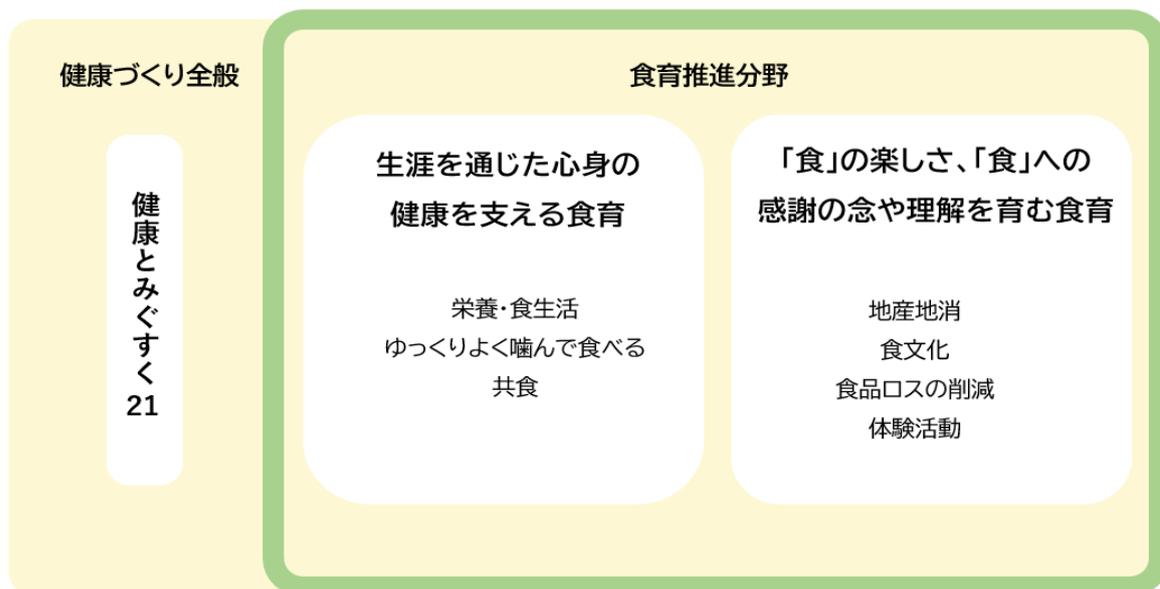
沖縄県では、令和 5 年度～令和 8 年度までの「第 4 次沖縄県食育推進計画～食育おきなわ うまんちゅプラン～」を策定し、5つの重点課題（①こどもの発達段階に応じた食育の推進、②生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進、③地産地消等の推進による食育の推進、④食文化の普及・継承による食育の推進、⑤地域での食育の推進のための支援）を設定して総合的に推進することとしています。

本市は、めざす目標である①健康寿命の延伸②早世の予防③親と子が健やかである、の実現に向けて、一人ひとりが健全な食生活を実践し、食を楽しみ、健全な身体と精神を培うことができるよう食育を推進します。

2. 食育推進計画の位置づけ

本計画は食育基本法第 18 条に基づく、市町村食育推進計画です。

食育推進計画



3. 食育推進計画の基本方針及び施策の展開

本市では、以下の2つの基本方針を定め、これに基づく施策の展開を図っていきます。

基本方針1 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

基本方針2 「食」の楽しさ、「食」への感謝の念や理解を育む食育の推進

基本方針1 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

健全な食生活を実践し、食を楽しむことは、生きる楽しみや健康で豊かな暮らしにつながります。

市民が生涯にわたって健全な心身を培うことができるよう、市民一人ひとりが基礎的な食習慣や食に関する知識、食を選択する力を身につけ、多様化するライフスタイルに合わせて実践することが必要です。

妊産婦・乳幼児から高齢者まで、家庭・地域・学校・保育所等の各段階において、生涯を通じた心身の健康を支える食育を推進します。

施策	市の取組	実施主体
健康的な栄養・食生活の推進 ゆっくりよく噛んで食べることの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦へ適切な食事バランス、規則正しい食生活等の情報提供。 ・乳幼児の保護者へ児の規則正しい食生活、食事バランス、砂糖の影響等の情報提供。 ・離乳食教室の開催。（児の将来の健康と食生活、食べる機能の発達について情報提供） 	子育て支援課
共食の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「ウン知育」「食育」「むし歯予防講座」等の開催。（親子ともに自身の健康状況と食事バランス等について学ぶ機会を作る） 	子育て支援センター
※第4章「分野1 栄養・食生活」と一体的に推進	<ul style="list-style-type: none"> ・食育に関して年間計画を立て、取り組む。 ・こどもに赤・黄・緑の栄養について、歌や絵本、給食を通して伝える。 ・給食で三角食べの声かけや苦手なものを食べられるよう支援。 ・友達と一緒に食べることの楽しさを感じられるよう支援。 	保育園・こども園

	<ul style="list-style-type: none"> ・食育に関する計画を作成し推進する。 ・食の知識やマナー等の学習として各学校に副読本を配布する。 ＜栄養・食生活に関する授業＞ ・朝ごはんのメリットや栄養バランスの良い食事についての授業の実施。 ・家庭科等において食生活及び共食についての授業の実施。 ・保健体育において生活習慣病の予防（塩分、砂糖、油等）についての授業の実施。 ・授業参観で食育の授業を行うなど、保護者へも情報を届ける工夫を実施。 ＜給食を通じた栄養・食生活への理解促進＞ ・給食を通じて栄養バランスの良い食事について理解を促す。 ・給食時間の食育に関する放送資料の提供。 ・給食メニューに関連した食育情報を掲載した日めくりカレンダーを各学校にデータ配布し、電子黒板で掲示。 ・毎月配布の献立表に、赤黄緑の3つの食品群と食品の働きを記載。 	<p>学校教育課・ 学校給食センタ ー</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民へ食生活改善、共食等に関する情報発信 ・20・30代健診、国保特定健診後の指導対象者へ食生活改善の情報提供 ・体験型栄養教育による食生活改善の情報発信 ・沖縄県が実施する「食 de がんじゅう応援店」の普及 ※豊見城市内登録店の増加を図る 	<p>健康推進課</p>

基本方針 2 「食」の楽しさ、「食」への感謝の念や理解を深める食育の推進

食は、私たちが生きていくために欠かせないものです。

食料の生産から消費等に至るまでの食の循環は、環境や多くの人々の様々な活動に支えられており、そのことへの感謝の念や理解を深めることで、豊かな人間性を育みます。また、持続可能な食料生産を実現することにもつながります。

「地産地消の推進」や「食文化の普及・継承」、「食品ロスの削減」、「体験活動による食への意識向上」を通じて、食への感謝の念や理解を深める食育を推進します。

施策	市の取組	実施主体
地産地消の推進	・給食に豊見城市産及び県内産の食材を取り入れ、給食を通じて地産地消の理解を促す。	保育園・ こども園・ 学校給食センター
	・豊見城市産の農産物について、トマトやマンゴー、葉野菜についての市民の認知度を高めるための取組を推進する。（直売会の開催、小学校での市長とのランチ等）	農林水産課
食文化の普及・継承	・給食に郷土料理や行事食を取り入れ、給食を通じて郷土料理について理解を促す。	保育園・ こども園・ 学校給食センター
食品ロスの削減	・ごみ減量化・資源化に向け食品ロス削減の推進を周知する。 ・規格外や未利用の農林水産物の有効活用を促進する。 ・ポスター掲示等による食品ロス削減のための周知啓発。	環境課 農林水産課 協働のまち推進課
体験活動による食への意識向上	・季節に応じた栽培・収穫活動を行うと共に、防災の日における災害食の提供などにより食への意識を高める。	保育園・ こども園
	・調理のための栽培活動や、地域産業の学習等において食育について学ぶとともに、食と感謝の心についての学びも深める。	学校教育課

